

公益財団法人えひめ女性財団役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人えひめ女性財団(以下「この法人」という。)の定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
 - (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わず費用とは明確に区分されるものをいう。
 - (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)手数料等の経費をいう。
- 2 この規程の役員又は評議員は、非常勤役員又は非常勤評議員の者をいう。

(報酬)

第3条 役員及び評議員の報酬は、この法人の理事会及び評議員会又は監事による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条又は同法第101条の職務として出席した場合に支給する日額報酬とする。

- 2 前項の報酬の額は、1人に対して1日につき10,000円とする。
- 3 報酬は、理事会等に出席する都度支給する。ただし、男女共同参画センターの職員に任命されている役員については、その職務給与の支給を受けているため報酬を支給しない。

(報酬受取りの辞退)

第4条 事情により支給される報酬の受取りを希望しない役員及び評議員は、その旨の意思を表明することにより、報酬の受取りを辞退することができる。

(費用の支払)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 役員及び評議員に旅費を支給する場合の旅費の格付けは、愛媛県の「職員の給与に関する条例」別表第1「行政職給料表」7級に相当するものとする。

(報酬等の支払いと控除)

第6条 報酬等は、役員及び評議員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、役員及び評議員が同意した場合は、役員及び評議員が指定する預貯金口座へ口座振り込みにより支払う。

2 第5条に定める費用の支払いについても、前項と同様とする。

3 役員及び評議員の源泉所得税は、報酬等から控除する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人えひめ女性財団の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。